

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則をここに公布する。

平成31年3月22日

総社市長 片岡 聡 一

総社市規則第7号

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、総社市多様な性を認め合う社会を実現する条例(平成31年総社市条例第14号。以下「条例」という。)第12条に規定するパートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(宣誓対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) 市内に住所を有し、又は本市への転入を予定していること。
- (3) 配偶者がいないこと及び当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと。
- (4) 当事者同士が、民法(明治29年法律第89号)第734条第1項に規定される近親者でないこと。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、宣誓する日程等について事前に市と調整のうえ、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に必要事項を自ら記入し、次に掲げる書類を添えて、市長に提出するものとする。

- (1) 住民票の写し(本市への転入を予定している場合にあつては、その事実が確認できる書類)
- (2) 戸籍抄本(外国人については、独身である事実が確認できる書類)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 当事者の一方又は双方が宣誓書に自ら記入することができないときは、両者立会いのもと他の者に代書させることができる。

3 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ登録証明書(様式第2号。以下「登録証明書」という。)に表示される氏名について、社会生活上日常的に使用している氏名(以下「通称」という。)の表示を希望するときは、宣誓書に戸籍上の氏名と通称を併記することにより使用することができる。

4 宣誓書の受領は、市民生活部人権・まちづくり課において行うものとする。

(本人確認)

第5条 市長は、前条の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であつて、本人の顔写真が貼付されたもの

(登録証明書の交付)

第6条 市長は、第4条の規定により宣誓がなされた場合において、当該宣誓をした者(以下「宣誓者」という。)が要件を満たしていると認めるときは、パートナーシップ登録簿(様式第3号)への登録を行うとともに、宣誓者に対し、登録証明書に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

2 市長は、宣誓をしようとする者が第4条第3項の規定により通称の使用を希望するときは、登録証明書に表示する氏名について、当該通称を使用するものとする。

(登録証明書の再交付)

第7条 前条第1項の規定により登録証明書の交付を受けた者が、当該登録証明書を紛失、毀損又は汚損したときは、市長に対し、パートナーシップ登録証明書再交付申請書(様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を提出することにより、登録証明書の再交付を受けることができる。

2 市長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、登録証明書を再交付するものとする。

(登録証明書の返還)

第8条 宣誓者は、次のいずれかの場合に該当するときは、パートナーシップ登録証明書返還届(様式第5号)に必要な事項を自ら記入のうえ、登録証明書を添えて市長に届け出なければならない。

(1) 当事者の意思によりパートナーシップが解消されたとき。

(2) 当事者の一方が死亡したとき。

(3) 当事者の一方又は双方が市外に転出したとき。

(その他)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

（表面）



パートナーシップ宣誓書

私たち_____と_____は、総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則に基づき、裏面の事項を確認のうえ、互いをその人生のパートナーとすることを宣誓し、署名します。

宣誓日 年 月 日

宣誓者

住所

フリガナ
氏名

フリガナ
(通称)

住所

フリガナ
氏名

フリガナ
(通称)

代書者

住所

氏名

(裏面)

パートナーシップの宣誓に係る確認

私たちは、総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則に基づくパートナーシップ宣誓をするにあたり、以下の内容を確認したうえで、宣誓を行います。

また、以下の内容が事実と異なることが判明した場合は、パートナーシップ登録証明書を返還いたします。

規則の規定	確認事項		
	項目	どちらかの <input type="checkbox"/> に「✓」を付けてください。	
第3条 第1号	(年齢要件) 宣誓する当日において、双方が成年に達していること	<input type="checkbox"/> 左記に該当します	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません ↓ 宣誓できません
第3条 第2号	(住所要件) 総社市内に住所を有していること又は総社市への転入を予定していること	<input type="checkbox"/> 左記に該当します 転入予定日 年 月 日	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません ↓ 宣誓できません
第3条 第3号	(独身要件) 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の者とパートナーシップの関係にないこと	<input type="checkbox"/> 左記に該当します	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません ↓ 宣誓できません
第3条 第4号	(公序良俗要件) 当事者同士が、民法第734条第1項に規定される近親者でないこと	<input type="checkbox"/> 左記に該当します	<input type="checkbox"/> 左記に該当しません ↓ 宣誓できません

（表）

6cm	 パートナーシップ登録証明書
	総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則に基づき， パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
様
様
	年 月 日
	総社市長 印
	9cm

（裏）

この証明書の提示を受けられた方へ
総社市では，市民一人ひとりの人権が尊重され，多様な生き方を認め合い，誰もが自分らしく暮らせる地域社会の実現を目指しており，この証明書は，おふたりが“パートナーシップ宣誓”されたことを，総社市が証するものです。
法律上の効果が生ずるものではありませんが，お互いを人生のパートナーとして協力し合うことで，いきいきと輝き，活躍されることを期待するものです。
証明書の提示を受けられた方は，この趣旨を十分にご理解くださいますようお願いいたします。
.....
特記事項

備考

- 1 表面の背景には，適宜意匠を加えるものとする。
- 2 特記事項欄には，再交付をした場合の交付年月日を記載する。

パートナーシップ登録簿

登録番号		氏 名 (通 称)	住 所	連 絡 先	
	登録者	フリガナ			
		()			
		フリガナ			
		()			
	宣誓情報	受付日	年 月 日		
		登録日	年 月 日		
		証明書交付日	年 月 日		
	届出による 削除	<input type="checkbox"/> 解消 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> 転出	年 月 日		
			証明書返還の有無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
	備考				

パートナーシップ登録証明書再交付申請書

年 月 日付で交付を受けた、パートナーシップ登録証明書の再交付を受けたいので、総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則第7条の規定により申請します。

再交付を希望する理由（いずれかに○をしてください。）

(1) 紛失

(2) 毀損

(3) その他（ ）

年 月 日

申請者

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

(通称)

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

(通称)

代書者

住所

氏名

パートナーシップ登録証明書返還届

総社市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する規則第8条の規定により、パートナーシップ登録
証明書を返還します。

返還の理由（いずれかに○をしてください。）

（1）当事者の意思によるパートナーシップ関係の解消

（2）当事者の死亡（死亡年月日 年 月 日）

（3）総社市からの転出（転出先 ）

年 月 日

届出者

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

(通称)

住所

フリガナ

氏名

フリガナ

(通称)

代書者

住所

氏名